

関西労災職業病No.12

関西労働衛生センター

1975.4.20 発行

大阪市北区菅柴町59日シビル2F 岩井会内

電話 06・358・2583

郵便振替口座 大阪 315742

40円

主 張

「労働者の健康を保護する」というのが、労働者の権利である。労働者の健康を保護するということは、労働者の生活を保護することである。労働者の生活を保護するためには、労働者の健康を保護することが必要である。

労働者の健康を保護するためには、労働者の生活を保護することが必要である。労働者の生活を保護するためには、労働者の健康を保護することが必要である。

労働者の健康を保護するためには、労働者の生活を保護することが必要である。労働者の生活を保護するためには、労働者の健康を保護することが必要である。

労働者の健康を保護する

労働者の健康を保護するためには、労働者の生活を保護することが必要である。労働者の生活を保護するためには、労働者の健康を保護することが必要である。

労働者の健康を保護するためには、労働者の生活を保護することが必要である。労働者の生活を保護するためには、労働者の健康を保護することが必要である。

労働者の健康を保護するためには、労働者の生活を保護することが必要である。労働者の生活を保護するためには、労働者の健康を保護することが必要である。

攻産破 撃の中

生活者と健康を守る本

全日本農業山経支部 田嶋正一

山経製作所は近畿府南区にある従業員40名の町村をはじめとする繊維村メーカーでとくに西陣をひがえ京都では唯一の織物メーカーとして有名である。組合は過去一度もストをやってたことのないおとなしい「静かい」が併使組織の組合であった。が、七四産斗は今までになく積極的に統一行動に参加するほどして一定の成果を挙げた。

会社が工場閉鎖の攻撃に出る

ところが、会社が閉鎖されると会社は「工場閉鎖全員解散」の提案をし

てきた。すると現場では既手懸りの「首切りがあるかも知れない」とか「会社の様子がおかしい」という声があった。

つまり、新職の受注をとらなくなり、とりに行かないなど営業活動を全くしなくなった。その反面、やりがけの仕事をほとんど「5月中旬に女が完成するまでに」と要求され、連日の残業、休日出勤、深夜など、労働者の生活や健康を全く無視した形で作業が続けられた。そして半年後、労働組合の代表者として出陣させた上で、すべての内容を整理を

すすめ5月20日、代表を現場でして因交で「工場閉鎖・全員解散」の提案をしてきた。その因交で会社は「昨年受注した材料がその直のオイルシヨックで材料費が上がり、そ

闘いで首切を粉砕

支那は西ちに韓国を要求し、日本と相討して5月21日、日本銀行部と相別共斗(全金全下の従業員100名以下の支部で構成)の仲間の支援をうけ闘交を行なった。

その中で支部は「会社提案は自分たちの生活責任を全くかえりみ

の%をこえる値上げでコストがめめなく高った。値上げ交渉もうまくいかなかった。これ以上生活を続けられずたおれはなるだけ、今後は高産が3億円あり2億円の負債を払っても充分線定の取金を払うことが出来るので、会社の提案をのんではいけない」とふざけた提案をしたのである。

すすやての責任を、材料費の値上り、貸金がほども他者におっかぶせ自分たちに都合のよい首切りをしよつとするもので絶対許せない。至業者は責任をもって会社を継続し労働者の生活を保障せよ」と怒りをつめ、会社の責任を負いし提案を白紙撤回

させ会社を再建継続して併作者の生活を保護する事を約束させた。支那はこの約束を履行させるため、会社の土庫建物設備などを一切組合に譲渡させた。

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

国は我々の意識を高める

我々はこの国の中で併作者としての意識を高める併作者の意識も古くも熱心を持つ様になつた。

山録製作所は非常に古い会社で設備も古く2・30年も昔の機械が大半を占め、非常に危険な工場であった。このままでも再三事故をおこし、その郵便支那は抗議してきた。支那は会社に対し設備の改善をする様を要求すると共に、税関において併作者の道徳・家族手当の増進・週休

として、この設備を格に社員宅をはじめ会社役員の家産を売却させ、借金・買一資金へ60日分の支払いをさせた。

2日制などを講じつた。

そして10月から健康安全センター・患面中（医研）（中国針）の協力で針の製造会を定例化した。併作者の健康の改善を促すの国は平行して「自分の命は自分で管理する」という考え方を奨励した。その中で現在の健康体制の「金のための健康」そこから生じる「健康」などの問題を学び、また誰でもできて効果があつた。

金で副作用のない薬を特に針灸を学んだ。初めは半信半疑であつたが時経や着こり野に大変効果があつた。特に感性の毒を歩くこともできなかつた組合員が一団の針治療をあくる日すつかり若るなどの効果もあつた。

支那は併作者の健康を争を闘う一歩、買一資金・費用に成果をあげ、年末一時金でも一定の成果をあげた。

また、会社も大いに信用をとり出し、誠意に集つたがに見えた。だが今年1月突然20名の人員整理攻撃をかけたのである。支那者の言うには「工場を売り払いその金で20名の退職金を払う。残りの20名で5条の管地を工場を移し至営を続ける」との事だ。専業主婦全員の健康と

国は専であった。支那は「組合に譲渡した物件を売って首切に使うとは併作者は堪がにしている。去年5月の約束を忘れたのか考え直して再建に努力しろ」と反響し国交を継続する事を約束させた。

ところが、至営は一時的に国交をさぼり、その裏で裁判所に自己破産申請を出し全員に解雇通知を送りつけてきたのである。この破産申請はわたらの反響をばらばらに、裁判官もあきれさうな

支那は一時的、ヤミうち的に併作者の健康を重視し、譲渡意を反改にしようとする会社を至営者に怒りを覚やし、組合の財産を守るための泊り込みで工場を占拠して、自主生産・自主

この書は、...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

雑誌

雑誌

雑誌

雑誌

雑誌

雑誌

雑誌

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

作業内容は船中の沿岸
荷役及び倉庫への入出
であり、冬は暖房あり
し、夏は炎天下での屋
外作業であり、倉庫内
では荷じんや重下材に
に伴う不安な現場での
。

支社安全委員会は上
級分会員のじん肺病診
を、三月十、十一日
に行なった。十数名の
じん肺患者が出た。三
月二十日支社安全委員
会はの上級大阪支店と
同様に会社は

じん肺病を
病の自覚者の
用検査の健康
をした。安全

委員会は船中、
上級分会員が各作業所
にじん肺患者が居るこ
れを事を申告し、船中
行政の労働者の病に
る事を健康させ、上級
労働者にじん肺病を
させるおぼやかりした。宣

作業である。久川氏は
医師の長五郎の入社当
時、借金の前、月の
借金の返済、三月3
5日の借出動を払い
らる、トランプで遊
遊の病者かうしに登
。

全分会員は口を
せる事を許可した。
上級分会員は船中
会場で往々を毎年
貸した方を同病、て
る。じん肺病患者の
だと百の九、宣白を

全分会員は口を
せる事を許可した。
上級分会員は船中
会場で往々を毎年
貸した方を同病、て
る。じん肺病患者の
だと百の九、宣白を

ては病者なり。会社は分
別口を貸しても、生命
健康は保つていられ
上級の責任である。
責任は船中労働者の
責任で上級労働者は従
事する権利がある。宣
白が上級労働者

し、その死しを、保
むべきもなれば、保
つてもすえなかつた
という。
船中労働者の健康
労働者は船中労働者
労働にはいつていたが

宣白をこれでは病者
だ。立て労働者にじん
肺を宣白をこれでは病
者のだ。上級は不当
労働行為をやめ、安全
責任に責任をかける。
金をを組合つぶしに保

わす、労働者
の健康、安全
責任を
立て、上級労働
者の、自之の
道に開けていられる
のこのよ労働者
上級分会員と共に
闘おう

上級労働者
闘おう

斗のなれ、各月
金をに同様に三斗を
闘いし、組合員日本
闘からの取巻にもか
かりず、いくつかの
件改善をかちとてま
た。しかし昨年の取
では、会者は10月5日
を最後に暴行事件を
チ上げ闘交を拒否し
以後組合は燃烈な手
闘にはいり、本正
案の介入もはねのり
取に斗いを続けてい
。

久川氏の死は、以
前の労働者組合と
会社との不当な関係
採取等によるもので
更なる原因と考えられ
組合は組合員を
する發された労働者
に、金金大阪地本と
面労働者安全センター
ととも、断固たる
闘争を開始せんとし
ている。

闘争を開始せんとし
ている。

居直る早石を追及

産業医大入設置阻止と共闘

去る3月20日、産業医大設立準備財団法人専委員の早石と2回団交を行った。前々号で報告した様に、才1回団交で我々の追及に回答に窮した彼が「考へ直したい」と言ったことをうけて行われたのである。

今回の団交にも高松や京都から特効者がかけつけた。冒頭早石は「いい産業医もいる」と、特効省あたりから入れ知恵された産業医の名を読みあげはじめたのである。「いい産業医もいるから産業医大を作る」と言うのだ。前回「考へ直す」と約束しながら、特効省あたりの入れ知恵をた

よりに居直った早石に我々の怒りは爆発した。「産業医は企業管理の者以外の何者でもない。今おまえが謙めあげた人達は企業からの追及をほねのけて特効者の側に立とうとした人間である。それに、そうした人達を追及してきた資本家や特効省の側

出稼者の災害源とは？

農漁村と都市下層特効者実態調査委員会

多くは下請・未組織としてゆく出稼特効者への特効・職業病の激発・集中。そして、昨年12月の水島コンビナート三菱石油重油流出事故。この両者を覆く

に立つお前なんかにい産業医などと言えりものではない。しこうした追及の前に彼はまたもやことばに窮したのであった。ところかである。今回は「私はこの3月で委員の任期がきれる。(早石と特効省・準備財団を考へ出した策である)だから関係ない」と宣言し、その後4時間じわじわと居直り続けたのである。彼のこの態度は特効者に対する宣

ものは何か、と安全セクターではかぬてより準備していた。農漁村と都市下層特効者実態調査委員会との活動をようやく開始し、既に2回の会合を行った。

戦術告である。我々はこの宣戦布告をうけて立とうではないか。早石ひとりの支配に特効省と準備財団があたふたとするほどに彼らを追いつめていくことを見きわめ、いま一層彼を追及し、このうではないか。自分の研究を守るために資本家と特効省に尻尾を振って特効者にかみつくそんな早石を我々は断じて許してはならない。

出稼者の災害源の本質に迫る理論的蓄積をはかろうと、当面は今までの反「公」闘争の総括を中心とし、現在運動の中で必要とされているものを明らかにしていきつつ、更に多方面の人々に実調査香への参加を呼びかけていきたい。

当調査等は昨秋の飛
 足以後、数回にわたる
 ミーティングを経て、
 3月1日、東京・関西
 において具体的なアジア
 アとの連帯活動をして
 いる人達、又、職場に
 おいて『労災・職業病』
 を斗っている人達に集
 まってもらい、各場々
 から当調査等の今後の活
 動について共に討論し
 ていく試みとして『労
 災輸出と斗う討論集会』
 を開きました。その討
 論を踏まえ、先ほど東
 南アジアの労作者の現
 状、労作条件、労災の
 状況等を直接調査する
 ためにスタッフ1名を
 シンガポール・マレー
 シア・タイ・香港へ派
 遣しました。

超管理国家に即ち『超
 強国』であり、労働
 の無い状態
 にあります。
 マレーシア
 はシンガポ
 ール以上に
 『人権問題』
 が深刻であ
 り、同時に
 サルタンへ
 封建主使）
 に象徴され
 る地主、封
 建体制が今
 なお続いて
 います。そ
 うした中で
 労作者意識
 階級意識が
 まだまだ浸
 透しておら
 ず、シンガ
 ポール・マ
 レーシア共、労働組合
 をも含めた総ての権力
 を手中にする国家が外

国際主義の学習を!

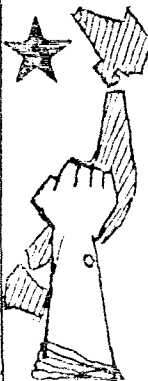
東南アジア訪問の報告

労働組合海外輸出調査委員会

資・外国企業導入によ
 る工業化、近代化を性
 急に進める中で、労働
 者は百円ライ
 ターの如く、
 文字通り『守
 備な便り捨て
 労働力商品』
 としてこき使
 われていきます。
 民主体制下に
 あると言われ
 実際社会状況
 はこれら程厳
 しくないタイ
 においても、
 労働者の状態
 はなほひど
 く、『革命』
 後の沈滞期に
 ある今、労働
 運動もひと頃
 の活発さは見
 られないう様
 です。

それらが総て『守備な
 労働力』と『労働運動な
 ない事』を条件として
 いる事を考へると、『
 日本資本主義の下請』
 という構図に組み込ま
 れている東南アジアの
 労働者に対して、私運が
 日本国内労働者として
 より深い認識と連帯へ
 とつながらる労働者運動
 を進めていかなければ
 なりません。

その一つとして、当
 調査委員派遣スタッフ
 を中心とした『報告集
 会』を皆さんの職場で
 開きたいと思っていま
 す。是非協力と参加を
 お願いたします。又ライ
 ドも用意してありますの
 で利用される方は、安
 全センターまで御連絡
 下さい。



少々長くしても仕方がないという併命權にある。この併命權的な併命權を打ち破る併命權を作りおけること「せこも体も併命者のもの」という考え方を作りおけることが、ちまたに横行する災害不注意論を打ち破るものである。そして至聖の命全管理の危険な教育は、弊の。おはなう」と弊をひらきおき、併命の「ごまらう」に終りてまでの至聖者のことば「一つ一つのことにこそ、それを打ち破る材料が含まれているのだ」と思うのです。 又青・山下（元併命者）

労働と法律

労災認定申請

のきつづき

(つづき)

(3) 認定における問題点

併命闘争における重大な点のひとつとして認定の問題がある。資本家と行政に併命取崩れと認めさせることが、補償や災害係除去の出发点とならからである。

そこで今回は、前回の申請手続の説明に続いて、認定に使用する問題点をあげていきたい。行政における業ム上外の認定

昨年京都府警察において、しん肺病者として、全金・国労新幹線等の併命者が毎日にあつて、抗争闘争を行い数々の認定を打ちとつてきた。そのひとつにしん肺病者Yさんの最期を述べた定がある。Yさんは石工として肺をおかされ、5.4.3.1にしん肺と認定され管理4の療養生活を経てきたが、4.5.9に死亡した。そこで、Yさんが最期に遺族補償を請求したところ、監督署は死の前には併命していた買付へ死亡診断書による「死因」として業ム外（私病）として認定を却下した。細骨のりがない遺族は、係官に「九州行の切符を北窓道行の列車に乗るようなものだ」といふやがらせを言われながらも不服審査を請求したが、監督署も同じ理由で却下した。それを聞いた併命者が併命局におしり、監督署と監督官を激しく罵って原初分を撤回させ業ム上認定を勝ちとつたのである。

このYさんの認定闘争において、認定における問題はほぼ出つくさおれているといえる。それは次の様な問題点である。

1 業ム上外の認定は「業ム起因性」と「業ム後行性」によつて判断される。

2 「業ム起因性」の立証に医師の診断書が必要とされる。

3 不服審査制度は行政や一入でやらせたら併命者に不利である。(本人の訴えはほとんど見殺される) また、制度にとらわれぬことなく原初分を撤回させることが出来る。

まず1に於いて説明したい。Yさんの死亡が業ム外とされたのは、假令Xを死因とみなすと業ム(Yさんの場合は粉じん作業)と假令Xとの間に因果關係が立証できず、「業ム起因性」がないと判断されたからである。

ところがこの「業ム起因性」が何を以てあつて併発保険法には何の説明もない。従前の工場法において「使用者が積極的に業ムしてない」と立証できない限りは業ム上」としていたのに対し、併発の併発保険法がオレ条で「業ム上の事由による」とだけしがないのは大きな後退である。併発保険法に何の説明もないことをいいことに「積極的に業ムとの關係が立証できない限り業ム上にならないう」としたので「業ム起因性」である。(この意いは非常に大きい)そこで医師の意見書が重視されることになる。つまり、医師が医学的に業ムと無縁であると説明できればよいが、説明できなければ業ム外とされてしまふのである。

Yさんの場合も、じん肺と死亡との關係や、じん肺作業と假令Xの關係、じん肺と假令Xの關係、これらの關係が積極的に説明できないこととよいことに私論としたのである。だが、じん肺と死亡と無縁ないなど言が言えようか。またこれまでの医学は併発と病氣を結びつけて考えてこなりましたために、併発と病氣との關係を説明できない場合の才が多いのが現状である。併発者の健康を考えようとしてもいられない

併発者と被発者をできるわけ加り捨てようとする資本家・行政がタイアップして「業ム起因性」という判断基準をフルに悪用して行っているのである。最後に併発保険法オレ条の給付制限に就いておく。この給付制限とは「併発者がわざとケガをしたり病氣にかりつたりした場合、併発保険を給付しない」というものである。この考え方は、わざとケガをするほどと併発者をバカにして行っているばかりでなく、「災害不注徳論」と同様、併発の業ム上の責任を併発者個人におしつけようとする危険な考えである。だから、この条項の適用は絶対にはならぬのである。(つづく) (文責・京大法学部三・河合)

企業内での内閣・官廳の考慮

併発保険制度

いはじめに (2)併発保険制度の概略 (3)併発

保険制度の困難点——採用紙オレ号

併発認定申請の手づき

(1)認定申請者について (2)申請の手づきと

困難点——採用紙オレ号

(3)認定における困難点——今号

(4)不承認制度

(5)企業内認定について

(6)被験者の健康と困難点

(7)企業内補償について

XX

理事長報告

今回も、1ヶ月の活動に忙しかつた。特に、春の活動が盛んで、多くのボランティアが参加された。また、春の行事も、多く開催された。今後も、活動の活性化を図りたい。また、春の行事も、多く開催された。今後も、活動の活性化を図りたい。

3月分会計報告

収入

カンパ	13956
会費	205250
機関誌	23660
2月より繰りだし金	132895
合 計	375761

支出

人件費 ※1	135000
活動費	51116
事務用品 ※2	16456
機関誌	8800
合 計	211372

※1人件費未納(2・3月分) 175000
 ※23月分事務所代・電話代等雑費は未納
 会費・機関誌購読料未納の方は納入を!

春の活動が盛んで、多くのボランティアが参加された。また、春の行事も、多く開催された。今後も、活動の活性化を図りたい。また、春の行事も、多く開催された。今後も、活動の活性化を図りたい。

各支部の活動状況

◆ 北海道支部 札幌市東区南一条二丁目一丁目
 活動状況良好

TEL 011-231-0111

TEL 011-231-0111

◆ 北海道支部 札幌市東区南一条二丁目一丁目
 活動状況良好

TEL 011-231-0111

TEL 011-231-0111

◆ 北海道支部 札幌市東区南一条二丁目一丁目
 活動状況良好

TEL 011-231-0111

TEL 011-231-0111

◆ 北海道支部 札幌市東区南一条二丁目一丁目
 活動状況良好

TEL 011-231-0111

TEL 011-231-0111